

平成 21 年 12 月 21 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 21 - 01 - 184 号）の対応について（勧告）

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。  
直ちに、必要な措置をとられるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 通報概要

『仕様書には、「JIS 規格合格品であること」と明記されているにも関わらず、実際には、JIS 規格合格品ではない（JIS マークの入っていない）品物が納入されている。納入日以前から再三再四、「JIS 規格合格品でないものは仕様書に合わないので、実際の納入時には JIS 規格合格品を納入させるように」と環境局の担当者に伝えていたのに、必要な措置を講じていない。』

2 調査結果

本件の調査によって、次の事実が確認できた。

- (1) 環境局は、毎年、地域団体等が行っている資源集団回収の支援品（配給品）として、再生紙トイレットペーパーの買い入れをしている。
- (2) 平成21年度については、平成21年8月14日付けで、「再生紙トイレットペーパー買入」について、事後審査型制限付一般競争入札を執行する旨の公告を行った。
- (3) 公告された入札説明書には、数量・特質・納入期限・納入場所は、仕様書のとおりとされている。仕様書には、「規格 J I S 規格合格品であること」と明記され、数量は330,560巻、納入期限は平成21年11月16日、事業担当は環境局環境施策部家庭系ごみ減量担当と記載されていた。
- (4) 電子入札経過調書によれば、予定価格は9,538,000円で、入札参加者はA、B、Cの3者であり、平成21年9月11日の第1回入札金額が、税抜きでAが6,773,174円、Bが5,778,188円、Cが8,098,720円であり、第1回で予定価格以下で最低の価格を入れたBが落札候補者とされた（落札率60.5%）。
- (5) Bの資格審査後、平成21年9月15日に大阪市の契約担当者である契約管財局長は、

Bとの間で、税込みで契約金額6,067,097円、納入期限平成21年11月16日とする再生紙トイレットペーパーの物品買入契約書（以下「契約書」という。）を締結した。

- (6) 契約書第1条第1項では、供給人（Bのこと）は、「この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の買入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない」と明記されており、仕様書の内容が契約の一部を構成していることは明らかである。
- (7) 環境局は、平成21年9月29日、Bから見本品の提示を受けたところ、見本品は、D製紙株式会社の製品であり、日本工業規格（JIS）適合品であることを示すJISマークの表示がなかった。
- (8) また、平成21年9月11日の本件入札に参加した他の業者から、仕様書において「JIS規格合格品であること」を入札条件にしておきながら、JISマークの表示されていない商品を納入させるのはおかしいとの疑義が、平成21年10月初旬に環境局家庭系ごみ減量担当に提示された。
- (9) そこで、環境局家庭系ごみ減量担当は、「JIS規格合格品であること」という仕様書の規格を満たしているかどうかについて、Bに問い合わせたところ、平成21年10月15日、次の2種の証明書の提出を受けた。

平成21年10月15日付けでD製紙株式会社がBに対して発行した自社製品がJIS規格の基準を満たしている旨の証明書

平成21年10月14日付けで岐阜県産業技術センター所長がD製紙株式会社に対して発行した試験報告書
- (10) 環境局家庭系ごみ減量担当は、平成21年11月12日に、この問題について、弁護士に法律相談に赴いたところ、弁護士から、仕様書の「JIS規格合格品」の記載は、JISマークの表示まで求めるものではなく、JIS規格の基準を満たしている製品と理解するのが一般的であるとの助言をもらった。
- (11) 環境局家庭系ごみ減量担当は、Bの提出した見本品は、公的な第三者機関による試験結果により、JIS規格の基準に合致していることが確認できたとして、納入期限である11月16日に納入確認検査を行い、当該再生紙トイレットペーパー330,560巻の完納を認め、物品買入検査調書を作成した。
- (12) なお、入札の執行に際して、入札説明書にある仕様書に対する質問の締め切り日時（平成21年8月27日午後5時）までに、「JIS規格合格品」の意義に関する質問は無かった。その後、入札参加者から個別に家庭系ごみ減量担当に対する問い合わせも無かった。
- (13) 調査した平成16年度～平成21年度の再生紙トイレットペーパーの買い入れに係る入札において、Bと契約した平成19年度・平成21年度を除いては、JISマークが表示された物品が納入されていた。

### 3 判断

以上の確認できた事実に対して、以下に検討を行う。

#### (1) 本件における争点は、

入札に付された再生紙トイレットペーパーの仕様書に記載された「規格 JIS規格合格品であること」が、JISマークが表示されたJIS規格品を意味するのか、JISマークの表示がなくてもJIS規格で定められた基準を満たした同等以上の品質を有すると認められる製品（以下「同等品」という。）を含む趣旨か否か。

仕様書の記載の不備により、入札の公正が害されたか。

BがJIS規格同等品を納入し、環境局家庭系ごみ減量担当が検査の上完納を認めたことが、契約書に照らして適切であったか の3点である。

#### (2) 争点 について

JIS(日本工業規格)とは、我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法(昭和24年法律185号)に基づき制定される国家規格である。

当該製品がJIS規格に適合していることを認証し、これを国民に表示する制度として、JISマーク表示制度がある。

JISマーク表示制度は、国に登録された登録認証機関から認証を受けた事業者(認証製造業者等)が、認証を受けた製品又はその包装等にJISマークを表示することができる制度である。この認証を受けるためには、製品のサンプリングによる製品試験と品質管理体制の審査を受け、これに合格する必要がある。

特に、品質管理体制の構築については、社内規格整備、原材料管理、工程管理、設備管理が適切に行われており、かつ、品質保持に必要な技術的生産条件を満足していることが要求される。

そのため、単発の製品が、JIS規格で定める基準に適合しているか否かを第三者機関による製品試験で合格しただけの同等品とは、市場における信頼度のみならず、製品供給に係るコストが異なってくる。

さらに、国や他都市の物件買入契約の仕様書を見れば、同等品を許容する場合には、通常「JIS規格品又はこれと同等の品質を有する製品」などの記載が行われていることが確認できた。

また、環境局が行った平成16年度から平成20年度まで5年間の再生紙トイレットペーパーの買入契約を検証すると、B以外の落札業者が納入した製品には、全てJISマークが表示されていたが、Bが落札した平成19年度に限りJISマークの表示がない商品が納入されていたことが判明した。

この平成19年度の仕様書には「JIS規格合格品」の指定とともに、「同等品で応札する場合には、入札前に本市担当者の承認を得ること」が併せて記載されていたが、平成20年度以降はこの記載が削除され、「JIS規格合格品であること」に限定されていた。

以上のことからすれば、「JIS規格合格品」とはJISマークが表示されたJIS規格品を指し、同等品は含まない趣旨であると理解するのが社会通念に照らし、相当である。

#### (3) 争点 について

争点 で判断したとおり、JISマークが表示された規格品と、そうでない同等品では、

製品供給に係るコストが異なってくることから、入札参加者が札入れする価格に差が生じるのは明らかである。

現に、本件入札に参加した別の業者が仕様書によりJISマークが表示された規格品が納入製品であると考えて、落札者Bよりも相当高い金額を札入れしており、仕様書に「JIS規格品又は同等品」のように明確な記載があった場合と比較して、入札の公正さが害されたおそれがないとはいえない。

#### (4) 争点 について

環境局が検査の上、物品買入検査調書を作成して完納を認め、製品を納品させている以上、Bに債務不履行は認められず、今になって大阪市側から契約解除又は減価採用を行うことはできない。

しかしながら、2(6)で述べたとおり、仕様書の内容は契約の一部を構成していることから、仕様書に定められた規格に適合しない製品については、環境局は、契約書第9条第1項に基づき、検査の結果これを不合格とし、JISマークが表示された規格品との取替えなど必要な措置を取らねばならず、Bがこれに応じない場合には、債務不履行として契約解除をする必要があった。少なくとも、僅少の不備があるが、使用上重大な支障がないと認められ、かつ、期限等から取替えが困難と認める場合には、契約書第10条に基づき、相当の価格を減価のうえ、これを採用する減価採用の手続を取るべきであったといえる。

## 4 勧告

上記判断に基づき、次のとおり改善されるよう勧告を行う。

- (1) 入札の仕様書の記載は、入札参加者の見積もりや入札価格に大きく影響し、入札の公正さを担保する重要な要素であることから、同等品を許容する場合には、「JISマークの表示のある規格品又はこれと同等の品質を有する製品」など、一義的かつ明確に記載し、入札参加業者によって理解に違いが生じないように配慮されたい。
- (2) 契約締結後の納品検査を厳格に行い、仕様書と異なる製品が確認された場合には、補修、取替え等必要な措置又は減価採用の手続を取るなど、厳正に行われたい。
- (3) 上記(1)、(2)の点について、契約担当部局への周知徹底を行うとともに、再発防止策を策定されたい。